

令和8年度  
事業計画書

障害者支援施設 清風園

## 目 次

1 事業運営計画-----	P 1
2 実施施策の令和8年度行動計画-----	P 4
(1) 利用者一人ひとりの生活を支えるサービスの質の向上-----	P 4
(2) 職員が働きやすくやりがいを感じられる職場づくり-----	P 8
(3) 地域との共生と安定した経営基盤の確立-----	P 10
3 目標利用率-----	P 13
4 固定資産物品購入計画-----	P 13
5 修繕計画-----	P 13
6 大規模修繕計画-----	P 13

---

## 1 事業運営計画

事業の種類及び利用定員	
1 障害者支援施設	
(1) 施設入所支援	80名
(2) 生活介護	80名
2 短期入所	10名
3 共同生活援助	14名
4 生活介護・共生型通所介護	20名
5 相談支援	
運営方針	
1 障害者支援施設	
(1)	利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護及び支援を行うものとする。
(2)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
(3)	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(4)	より良い福祉サービスの提供に向け、点検及び自己評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
(5)	極めて公共性及び公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
(6)	「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年島根県条例第76号）に定める内容のほか、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
2 短期入所	
(1)	地域において自立した日常生活が行えるよう、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
(2)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
(3)	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業者を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(4)	提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
(5)	極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
(6)	「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援

施設の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年島根県条例第 76 号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### 3 共同生活援助

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談、援助及び支援を適切かつ効率的に行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努める。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、行政、障害者支援施設、障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 提供する施設サービスの点検と評価を定期的及び継続的に実施し、施設サービスの質を向上させる。
- (5) 施設の持続的発展を図るため、安定的な経営と人材育成に努めるとともに、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### 4 生活介護・共生型通所介護

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前 2 項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年島根県条例第 76 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### 5 相談支援

- (1) 事業所は、利用者等の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- (3) 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- (4) 前 3 項のほか、「大田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定

等に関する規則」(平成24年3月30日規則第5号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

### 職種別職員配置

#### 1 障害者支援施設・短期入所

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	2	1		3
栄養士	1			1
調理員	2	3	1.4	6.4
自立支援課長	1			1
サービス管理責任者	2			2
生活支援員・職業指導員	17	20	8	45
看護職員	3		0.6	3.6
夜間支援員				0
警備従事者			1	1
用務員			1.2	1.2
合計	29	24	12.2	65.2

#### 2 共同生活援助

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
サービス管理責任者	1			1
生活支援員	1	2	0.8	3.8
夜間支援員			1	1
世話人			1.4	1.4
合計	2 (1)	2	3.2	7.2 (1)

#### 3 生活介護・共生型通所介護

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
サービス管理責任者	1			1
支援員		4		4.0
看護師			1.2	1.2
用務員			1.2	1.2
合計	1 (1)	4	2.4	7.4 (1)

#### 4 相談支援

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
相談支援専門員	1	2		3

合計	1 (1)	2	3 (1)
<b>縣市町村等からの受託、補助事業等</b>			
1 日中一時支援事業（大田市・江津市）			
2 相談支援事業（大田市）			
3 障害支援区分認定調査（大田市）			
<b>地域における公益的な取組</b>			
1 低所得の利用者への入浴費用の免除			
2 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の利用による生活困窮者の支援			

## 2 実施施策の令和8年度行動計画

### (1) 利用者一人ひとりの生活を支えるサービスの質の向上

#### ア 個別ニーズに応じた専門的なケアの充実で、個々の利用者のQOLを高める。

<b>実施施策</b>	専門性及びチームワークの向上、意思決定支援の充実
<b>取組の方向性①</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の習得や行動障がいへの対応について、研修への参加、セラピストやアドバイザー等専門職の訪問指導等を実施し、職員の専門性を向上させる。</li> </ul>
<b>行動計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関から毎月セラピストの派遣を受け、適切な食支援やポジショニング、利用者の状態に応じた福祉用具の選び方や使い方、介助方法等について学ぶ。(継続)</li> <li>ノーリフトケアを導入して、利用者の自立支援や職員の労働安全衛生につなげるとともに、モデルユニットを選定し、研修の実施、床走行リフト及びミスト浴導入の効果検証等を行う。(新規)</li> <li>定期的に強度行動障害特別支援アドバイザーによる助言及び指導を受ける。(継続)</li> </ul>
<b>取組の方向性②</b>	重度障害者支援加算の算定をとおし、チームとして専門性の高い統一した支援を実施し、サービスの質を向上させる。
<b>行動計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害支援者養成研修へ職員を派遣する。(継続)</li> <li>知的障がい、ASD等について年2回程度研修を実施し、職員個々の能力の向上を図る。(継続)</li> <li>チーム力を高めるため、全ユニットで利用者への個別支援やユニット目標を達成するための取組を行い、施設内実践報告会で取組内容を発表する。(新規)</li> </ul>
<b>取組の方向性③</b>	日常生活や社会生活に関して、利用者が自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定支援に係る取組を強化する。
<b>行動計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援に係る研修を実施するとともに、虐待防止検討チームやちょこっとカンファで意見交換を行い、利用者本人の意思や自己決定の権利を尊重し、権利擁護の視点を持って利用者支援に当たることができるようにする。(新規)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の意思表示についてアセスメントを行い、本人の気持ちを引き出すことができるよう支援する。(変更)</li> <li>・ 意思形成支援及び表出コミュニケーション支援について、派遣研修や他事業所の見学に参加し、サービス管理責任者を中心に園での取組を充実させる。(変更)</li> <li>・ 地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を適切に行う。(変更)</li> </ul>
取組の方向性④	年度末に次年度の部署目標を定め、PDCA サイクルで目標を達成する取組をとおして、現場のリーダー的職員を育成する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場のリーダー的職員を育成し、チーム力を高めるため、全ユニットで利用者への個別支援やユニット目標を達成するための取組を行い、施設内実践報告会で取組内容を発表する。(新規) (一部再掲)</li> </ul>

イ 安全安心で快適な暮らしを保障し、利用者の満足度を高める。

実施施策	権利擁護と虐待防止の強化
取組の方向性①	利用者本位の支援を組織的に実践するため、施設内外の研修に参加して、権利擁護や虐待防止について職員間の共通認識を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定支援に係る研修を実施するとともに、虐待防止検討チームやちょこっとカンファで意見交換を行い、利用者本人の意思や自己決定の権利を尊重し、権利擁護の視点を持って利用者支援に当たることができるようにする。(新規) (再掲)</li> <li>・ 虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、研修の前後で虐待の芽チェックリストを使って自己評価を行い、研修効果を確認する。(変更)</li> </ul>
取組の方向性②	職員のセルフチェックなど虐待防止マニュアルに基づく取組に加え、虐待防止検討チームの活動を推進し、勉強会や意見交換など内容を充実させる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止マネージャーに加え、支援員、看護師、調理員等多職種の職員で構成する虐待防止検討チームで、虐待防止のための取組や勉強会に加え、職員同士が自分の気持ちや考え方について持ち場を離れて話し合うことができるようにする。(継続)</li> <li>・ 虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、研修の前後で虐待の芽チェックリストを使って自己評価を行い、研修効果を確認する。(変更) (再掲)</li> </ul>
取組の方向性③	日常生活や社会生活に関して、利用者が自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定支援に係る取組を強化する。(再掲)
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定支援に係る研修を実施するとともに、虐待防止検討チームやちょこっとカンファで意見交換を行い、利用者本人の意思や自己決定の権利を尊重し、権利擁護の視点を持って利用者支援に当たることができるようにする。(新規) (再掲)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の意思表示についてアセスメントを行い、本人の気持ちを引き出すことができるよう支援する。(変更) (再掲)</li> <li>・ 意思形成支援及び表出コミュニケーション支援について、派遣研修や他事業所の見学に参加し、サービス管理責任者を中心に園での取組を充実させる。(変更) (再掲)</li> <li>・ 地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を適切に行う。(変更) (再掲)</li> </ul>
取組の方向性④	毎年度自己評価を実施し、評価結果から明らかになった改善項目について、事業計画に基づき計画的に改善を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己評価に当たって評価基準ガイドラインを確認し、判断基準や評価の着眼点を統一した上で、サービス管理責任者及びユニットチーフが自己評価を行う。(継続)</li> <li>・ 実施した自己評価の結果を集計し、園全体の評価結果として分析を行う。(継続)</li> </ul>

実施施策	感染症及び災害対応の徹底、新しい事故防止活動の推進
取組の方向性①	危機管理について、定期的に専門職の訪問指導を受け、感染症及び災害対応マニュアルを定期的に見直し、適切に対応できるようにするとともに、実効性のある訓練を実施する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部、大田市危機管理課、感染管理認定看護師など専門職の訪問指導を受け、感染症や防災など危機管理対応について、継続的に見直しを行う。(新規)</li> <li>・ 非常食の炊き出しなど、防災訓練の内容を充実させる。(新規)</li> </ul>
取組の方向性②	新しい事故防止活動に係る研修を実施し、防ぐべき事故を確実に防ぐことができるよう職員の理解を深め、効果的な事故防止活動を行う。また、ヒヤリハットについて「ちょこっとカンファ」を実施し、重大事故の発生を予防する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故が発生した場合、事故カンファレンスを開催し、事故原因を多角的に検討し、効果的な対策を講じる。(継続)</li> <li>・ 事故対策部会では、危険発見活動や事故カンファレンスの結果等の共有、新しい事故防止活動に係る研修の企画等を行う。(変更)</li> <li>・ ヒヤリハットについてちょこっとカンファを実施し、重大事故の発生を予防する。(新規)</li> </ul>

ウ テクノロジーを活用した根拠のあるケアの提供で、サービスの質を高める。

実施施策	テクノロジーの積極的な活用によるサービスの質の向上
取組の方向性①	施設でのテクノロジー活用を中心に取り組むワーキングチームを設置し、課題解決を推進するとともに、施設内外で成果等を共有し、サービス

	の質の向上につなげる。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用推進チームを設置し、ケアカルテ導入をはじめ、施設でのテクノロジー活用为中心的に取り組む。(新規)</li> <li>記録業務について、ICT活用推進チームを中心に、生産性の向上や支援業務の改善につながるよう見直しを行う。(新規)</li> <li>ノーリフトケアを導入して、利用者の自立支援や職員の労働安全衛生につなげるとともに、モデルユニットを選定し、研修の実施、床走行リフト及びミスト浴導入の効果検証等を行う。(新規)(再掲)</li> </ul>
取組の方向性②	セミナーや研修、他施設見学等へ参加し、情報収集を行うとともに、自施設の状況を客観的に理解できるようにする。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用推進チームを中心に、セミナーや研修、他施設見学等へ積極的に参加し、報告会を行う。(新規)</li> </ul>
取組の方向性③	食事提供に係るサービスの質や生産性を向上させるため、厨房機器の導入に併せて従来の調理業務を改善する。また、おいしく、楽しく、安全な食事提供に向けて職種間の連携を強化する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画に基づき、食事内容を充実させる。(新規)</li> <li>職種間連携を強化するため、食事部会に替えてちょこっとカンファを行い、おいしく、楽しく、安全な食事提供について検討を行う。(新規)</li> </ul>

## (2) 職員が働きやすくやりがいを感じられる職場づくり

### ア 採用ブランディングの強化と多様な人材活用で、優秀な人材を獲得する。

実 施 策	採用活動及び広報活動の推進
取組の方向性①	特に準職員の雇入れにつなげるため、夜間勤務の免除など仕事と家庭の両立に向けた職場の支援について、施設内外へPRする。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭の両立支援に係るリーフレットを作成し、施設内外へPRを行う。(新規)</li> </ul>
取組の方向性②	Instagramやホームページ、中学校職場体験、農産物や手芸品の販売、利用者のアート作品の展示等を活用して、施設の広報活動を強化する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報部会は、各部署と連携してInstagramやホームページに毎週投稿を行う。(新規)</li> <li>中学生の職場体験を受け入れ、障がい者支援の楽しさややりがいを伝え、将来の進路について主体的に選択してもらえるようにする。(新規)</li> <li>生産した農産物の販売をとおして施設の認知度を高める。(継続)</li> <li>利用者が作成した手芸品を社会福祉協議会と協力して配布し、清風園や障がいについて地域住民の理解を深める。(新規)</li> <li>文化祭など地域のイベントや大田市内の公共施設等で利用者のアート作品を展示させてもらう。(変更)</li> </ul>

イ キャリア形成の仕組みを整え、職員が成長を実感できることで個々のモチベーションを高める。

実施施策	リーダー的職員の育成
取組の方向性①	年度末に次年度の部署目標を定め、PDCA サイクルで目標を達成する取組をととして、現場のリーダー的職員を育成する。(再掲)
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場のリーダー的職員を育成し、チーム力を高めるため、全ユニットで利用者への個別支援やユニット目標を達成するための取組を行い、施設内実践報告会で取組内容を発表する。(新規) (一部再掲)</li> </ul>
取組の方向性②	職員の積極的な資格取得を支援する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職面談等をととして、職員の資格取得に係る意向を確認する。(新規)</li> <li>資格支援研修に加え、階層別研修、テーマ別研修といった研修情報を職員へ伝える。(新規)</li> </ul>

ウ 風通しの良い職場風土づくりで、健康的で働きやすい職場環境を構築する。

実施施策	職場風土の改善
取組の方向性①	職員間の信頼関係を強化し、同じ目標に向かって互いに協力できる職場風土をつくるため、ぐっジョブシートなど承認力を高める取組を行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回、期間を定めて「ぐっジョブシート」の提出を呼びかけるとともに、管理職及びサービス管理責任者が率先して提出する。また、提出された「ぐっジョブシート」は称えられた職員へ渡す。(継続)</li> <li>安心して働くことができる職場づくりにつなげるため、人材育成室に依頼して承認力を高める研修を行う。(新規)</li> </ul>
取組の方向性②	ちょこっとカンファ、事故カンファレンスなどの取組を行い、困ったときに機を逃さず話し合うことができるようにする。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>困ったときはお互いに助け合うことができるよう「ちょこっとカンファ」を呼びかけ、そのとき集まることができる職員で「できそうなこと、うまく行きそうなこと」など肯定的なコミュニケーションを行う。(継続)</li> <li>多職種で連携して効果的な事故対策を講じるため、事故カンファレンスを開催する。(継続) (一部再掲)</li> </ul>
取組の方向性③	すべての職員にとって働きやすい職場環境を整えるために必要かつ合理的な対応ができるよう、養成講座の受講等必要な取組を行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等研修、アンガーマネジメント研修等を受講し、円滑な人間関係の維持等のため、必要な配慮を公平に行うための取組を行う。(新規)</li> </ul>

実施施策	人手不足感の解消
取組の方向性①	利用者本位の視点で積極的に従来の業務を見直す取組を行う。

行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ QOL の向上につながる入浴支援を行うため、積極的に従来業務を見直し、全ユニットで必要な取組を行う。(変更)</li> <li>・ ノーリフトケアを導入して、利用者の自立支援や職員の労働安全衛生につなげるとともに、モデルユニットを選定し、研修の実施、床走行リフト及びミスト浴導入の効果検証等を行う。(新規) (再掲)</li> <li>・ 業務系システムの変更に併せて預り金等管理業務マニュアルを見直し、預り金等管理業務に係る支援員の事務負担を軽減させる。(新規)</li> </ul>
取組の方向性②	男女の支援員間の協力体制を強化する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜勤開始時に男女の支援員 4 名でミーティングを行い、夜間の協力体制の確認、情報共有等を行う。(継続)</li> <li>・ 男女のユニットが協力してユニット行事を開催し、行事の準備、実施等とおして男女の支援員間の協力体制を強化する。(変更)</li> </ul>
取組の方向性③	他施設見学、研修参加等により情報収集を行った上で、利用者状況、業務内容等に基づき、適正な人員配置、業務分担等について検討する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員アンケートに基づき他法人の施設や事業所の見学を行い、利用者状況、人員配置、業務分担、ICT の活用状況等について情報収集を行う。(新規)</li> </ul>
取組の方向性④	食事提供に係るサービスの質や生産性を向上させるため、厨房機器の導入に併せて従来の調理業務を改善する。また、おいしく、楽しく、安全な食事提供に向けて職種間の連携を強化する。(再掲)
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間計画に基づき、食事内容を充実させる。(新規) (再掲)</li> <li>・ 職種間連携を強化するため、食事部会に替えてちょこっとカンファを行い、おいしく、楽しく、安全な食事提供について検討を行う。(新規) (再掲)</li> </ul>

エ ICT の活用で業務の生産性を高め、職員の多様な働き方を実現する。

実 施 施 策	ICT 活用による魅力ある職場づくり
取組の方向性①	施設でのテクノロジー活用を中心に取り組むワーキングチームを設置し、課題解決を目指す。(一部再掲)
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 活用推進チームを設置し、ケアカルテ導入をはじめ、施設でのテクノロジー活用を中心に取り組む。(新規) (再掲)</li> <li>・ 記録業務について、ICT 活用推進チームを中心に、生産性の向上や支援業務の改善につながるよう見直しを行う。(新規) (再掲)</li> </ul>
取組の方向性②	セミナーや研修、他施設見学等へ参加し、情報収集を行うとともに、自施設の状況を客観的に理解できるようにする。(再掲)
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 活用推進チームを中心に、セミナーや研修、他施設見学等へ積極的に参加し、報告会を行う。(新規) (再掲)</li> </ul>
取組の方向性③	テクノロジーの活用事例について実践報告会等で報告を行い、施設内外で

	成果等を共有し、サービスの質の向上につなげる。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノーリフトケアを導入して、利用者の自立支援や職員の労働安全衛生につなげるとともに、モデルユニットを選定し、研修の実施、床走行リフトやミスト浴導入の効果検証等を行い、施設内実践報告会で発表する。(新規) (一部再掲)</li> </ul>
取組の方向性④	食事提供に係るサービスの質や生産性を向上させるため、厨房機器の導入に併せて従来の調理業務を改善する。また、おいしく、楽しく、安全な食事提供に向けて職種間の連携を強化する。(再掲)
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間計画に基づき、食事内容を充実させる。(新規) (再掲)</li> <li>・ 職種間連携を強化するため、食事部会に替えてちょこっとカンファを行い、おいしく、楽しく、安全な食事提供について検討を行う。(新規) (再掲)</li> </ul>
取組の方向性⑤	ペーパーレス化やキャッシュレス化を推進し、特に支援員の事務負担軽減を図る。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務系システムの変更に併せて預り金等管理業務マニュアルを見直し、預り金等管理業務に係る支援員の事務負担を軽減させる。(新規) (再掲)</li> </ul>

### (3) 地域との共生と安定した経営基盤の確立

#### ア 地域の関係機関との連携を深め、地域の中で果たすべき役割を明確にする。

実 施 施 策	地域における施設の役割強化
取組の方向性①	入所の必要性が高い重度者や緊急時の受入れに加え、短期入所の受入体制をさらに整備し、地域ニーズに応える。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度者や緊急時の受入方針を施設内に周知した上で、職員の専門性の向上など受入体制を整備する。(新規)</li> <li>・ 短期入所の受入体制を強化するため、ツールを活用し、利用者への支援情報について、家族、他事業所等と共有する。(新規)</li> </ul>
取組の方向性②	大田市や相談支援事業者との連携を深め、各支援機関の役割分担を明確にし、多機関協働体制を強化する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連携推進会議を開催し、地域関係者の当園への理解を促進させる。(新規)</li> <li>・ 課題が複雑化・複合化し、当園単独では対応が困難な事例については、大田市や相談支援事業者等との連携を深め、支援の方向性や役割分担について協議する。(新規)</li> </ul>
取組の方向性③	保育園や学校との交流、地元自治会の環境整備、郷土芸能活動の支援といった地域交流活動を充実させる。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いもほりや移動動物園、農産物の販売等とおして保育園や学校との交流事業を行う。(継続)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員や地域住民が使用する市道の環境整備を行う。(新規)</li> <li>子ども神楽団を招き、神楽公演を支援する。(新規)</li> </ul>
取組の方向性④	施設が地域住民に親しまれるよう、Instagramやホームページ、中学校職場体験、農産物や手芸品の販売、利用者のアート作品の展示等を活用して、施設の広報活動を強化するとともに、障がいへの理解を広げる。(一部再掲)
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報部会を中心に毎週 Instagram やホームページを更新し、施設の様子を発信する。(新規)(再掲)</li> <li>中学生の職場体験を受け入れ、障がい者支援の楽しさややりがいを伝え、将来の進路について主体的に選択してもらえるようにする。(新規)(再掲)</li> <li>生産した農産物の販売をとおして施設の認知度を高める。(継続)(再掲)</li> <li>利用者が作成した手芸品を社会福祉協議会と協力して配布し、清風園や障がいについて地域住民の理解を深める。(新規)(再掲)</li> <li>文化祭など地域のイベントや大田市内の公共施設等で利用者のアート作品を展示させてもらう。(変更)(再掲)</li> </ul>

イ 収入の安定確保と経費増大の抑制で、安定性の高い財務体質を維持する。

実施施策	利用率の向上及び積極的な加算の算定
取組の方向性①	収支状況が悪化している事業について、ワーキングチームを設置して改善を図るとともに、事業の広報活動を積極的に行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>せいふうについて、ワーキングチームを設置して収支状況を改善させる取組等を行うとともに、事業所のPRを強化し、新規利用者の確保に努める。(変更)</li> <li>せいふうの利用率を向上させるため、介護予防・日常生活支援総合事業の実施について検討を行う。</li> </ul>
取組の方向性②	重度障害者支援加算の算定をとおし、チームとして専門性の高い統一した支援を実施し、サービスの質を向上させる。(再掲)
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害支援者養成研修へ職員を派遣する。(継続)(再掲)</li> <li>知的障がい、ASD等について年2回程度研修を実施し、職員個々の能力の向上を図る。(継続)(再掲)</li> <li>チーム力を高めるため、全ユニットで利用者への個別支援やユニット目標を達成するための取組を行い、施設内実践報告会で取組内容を発表する。(新規)(再掲)</li> </ul>
取組の方向性③	収支状況の改善を目的に、ICTを活用して業務の見直しを行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの支援体制について、ICTを活用した業務改善に取り組む。(新規)</li> </ul>

## ウ 中長期的な視点をもった事業運営で、経営の持続性・透明性を高める。

実 施 策	中長期的な事業のあり方
取組の方向性①	現入所者に係る退所シミュレーションを継続するとともに、定期的に入所待機者の意向を確認し、入所候補者を確保する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現入所者について、年齢、基礎疾患等に基づきシミュレーションを行い、将来的な退所時期、退所人数等を把握する。(継続)</li> <li>・ 大田市が作成する入所待機者の現況報告書を参考に、入所待機者の意向を確認し、入所候補者を確保する。(新規)</li> </ul>
取組の方向性②	収支状況、職員体制等を踏まえた適正な入所定員数、ユニット構成等について検討を行う。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所者が想定を上回った場合は、将来的な入所定員数、定員別の収支、施設運営等について検討を行う。(変更)</li> </ul>
取組の方向性③	グループホームと生活介護（通所）の運営を効率的なものに見直す。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホームと生活介護（通所）を一体的に運営し、事業効率を向上させる。(新規)</li> </ul>

## 3 目標利用率

事業名	令和6年度実績	令和7年度見込	令和8年度目標
施設入所支援	96.3%	95.0%	97.5%
生活介護	95.2%	96.0%	97.5%
短期入所	22.0%	25.0%	25.0%
共同生活援助	77.3%	93.0%	96.0%
せいふう（生活介護・通所介護）	58.2%	62.0%	75.0%
相談支援（計画作成件数）	月 15.5 件	月 15 件	月 18 件
相談支援（モニタリング件数）	月 30.3 件	月 28 件	月 28 件

## 4 固定資産物品購入計画

(単位：千円)

項目	数量	執行見込額（税込）
介護浴槽・入浴用車椅子（リクライニング式）	一式	4,478
空調設備改修工事（やまびこ・こだま）	一式	4,288
公用車（軽自動車・福祉車両）	1 台	2,154
施設サーバー	1 台	833
パソコン（ノート・デスクトップ）	2 台	308
せいふうトイレ改修工事	一式	583
通信環境整備	一式	3,660
業務系システム	一式	7,804

## 5 修繕計画（大規模修繕を除く。）

(単位：千円)

項目	執行見込額（税込）
仕切り建具設置工事（ひかり・あさひ）	407
照明設備改修工事（あさひ・ひかり・あすなろ・めぐみ・すばる）	4,180
外周碎石敷設工事	990
畳スペース撤去工事（あすなろ）	550
活動室②フローリング工事	330
強度行動障がい者処遇支援環境整備	2,635
せいふうポーチ下屋根設置工事	286

## 6 大規模修繕計画

(単位：千円)

項目	執行見込額（税込）
屋上防水シート更新工事	57,000

